

# 新潟市COOL CHOICE推進チーム事業企画運営業務委託仕様書

## 1 業務名称

新潟市COOL CHOICE推進チーム事業企画運営業務

## 2 事業背景

本市は「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）第3期計画」を策定し、市域から排出される二酸化炭素を2024年度までに2013年度比で30%削減することを短期目標として設定し、市民、事業者、行政の連携・協働のもとで地球温暖化の緩和策と適応策を着実に推進することにより、「田園型環境都市にいがた」の実現を目指している。また、本計画では地球温暖化対策が環境課題の解決だけではなく、地域経済の活性化や快適性の向上などにつながるコベネフィットの視点により、地域循環共生圏の創造とSDGsの達成も目指している。

本市の二酸化炭素排出量の特徴として、一世帯当たりの家庭部門の二酸化炭素排出量が20政令市中2位（2016年）となっている。住宅や家電製品の省エネルギー化が進む中で、市民の意識をCOOL CHOICEへと転換し、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー・蓄電池の導入を促すことにより、家庭部門の温暖化対策をさらに推進していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変容により、テレワーク等で自宅にいる時間が長くなり、住宅のエネルギー使用量がさらに増えることを踏まえ、断熱性の高い省エネ住宅や、住宅への再エネの導入、住まい方の工夫など、住宅、ライフスタイルにおけるCOOL CHOICEを進めることが必要となる。

## 3 事業目的

本事業では、市民に対し、住宅・ライフスタイルの観点から地球温暖化に対する危機意識の醸成とCOOL CHOICEの浸透を加速させ、自発的な行動変容を促すことを目的として、市内の様々なステークホルダーから成る「新潟市COOL CHOICE推進チーム」を設置する。

推進チームでは、各ステークホルダーの取り組みや課題の共有・意見交換を行うほか、ZEHやエコリノベーション、空き家活用等の先進事例を学ぶ勉強会を開催することで、市域でのCOOL CHOICE推進方策及び地球温暖化対策の検討・企画を行う。

また、民間事業者・団体主導のCOOL CHOICE及び地球温暖化対策に資する取り組みを推進するため、ステークホルダー同士の連携による取り組みの展開を図る。

当事業が温暖化対策だけでなくライフスタイルに重要なウエイトを占める”住”の快適性向上や、ヒートショックの防止といった健康増進への寄与につながるなど副次的効果も狙う。

## 4 業務委託期間

契約締結から令和3年3月12日（金）

## 5 業務内容

COOL CHOICE、ZEH、エコリノベーション、空き家対策等の国の最新状況を踏まえ、普及の課題を整理した上で、新潟市COOL CHOICE推進チームの立ち上げ、推進チーム会議の企画・運営及び普及啓発方法や事業連携等のアウトプットの整理に係る以下の一連の業務を行う。

### (1) 事務局の設置

推進チーム運営のための事務局を設置する。事務局は本市及び推進チーム構成員との連絡調整を行う。

### (2) 推進チームの構成

業務の目的を達成するために適した構成員を受託者が提案する。提案をもとに本市と協議の上構成員を決定する。構成員は20～30名程度とする。なお、（一財）にいがた住宅センター、新潟県建築士会、市内工務店等住宅関係事業者、市内太陽光発電事業者等、大学・高校については本市から参加を呼びかける。

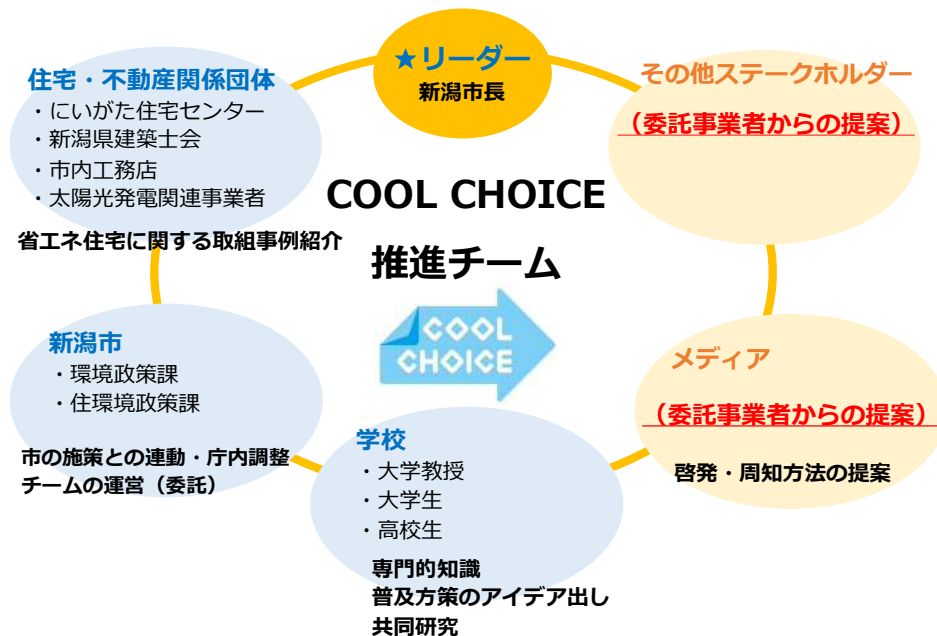


図 新潟市COOL CHOICE推進チームのイメージ

### (3) 企画

推進チームの活動内容、スケジュール等について受託者が企画・提案する。活動の中で、推進チーム会議（先進事例勉強会を含む。ワークショップ形式、WEB形式でも可）を計3回（1回あたり2～3時間程度）行うこと。推進チーム会議の開催のために適した会場を確保し、本市及び推進チーム構成員との連絡調整の上、開催案内を行うこと。また、推進チーム会議参加者の意識変化等により本事業の効果を測定すること。

### (4) 資料の作成

本市と協議の上、推進チームの活動で用いる資料を作成し、必要部数を構成員に配付する。

### (5) 会議の運営

推進チーム会議に必要な備品（マイク、プロジェクター、スクリーン、席札等）を準備する。会議の議事録を作成し、会議終了後に本市及び推進チームメンバーに確認を取り、本市へ提出する。

### (6) 謝礼等の支払い

会議に出席する構成員に対し、謝礼の支払いを行う。謝礼は新潟市の謝礼基準（別表）に準じること。なお、新潟市外から参加する構成員については、会議出席に係る旅費（実費）を支払うこと。外部講師を招聘する場合も同様に扱う。

### (7) 業務実施報告書作成

推進チーム会議の中で各構成員から出た意見を整理し、事業連携や今後の普及啓発案等のアウトプットについて検討結果及び本事業の効果についてまとめた報告書を作成する。

### (8) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、事業の実施に当たっては、開催時期や条件（密閉空間・密集場所・密接場面は避ける）等、政府や、県、市から発表される最新の方針等を踏まえて必要な対応をすること。

### (9) その他

上記に当てはまらない業務については必要の都度、協議・打ち合わせを実施する。

## 6 業務の進め方

(1) 本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主担当者を配置すること。なお病気等のやむを得ない理由により、業務責任者または主担当者等の作業担当を変更するときは、書面により本市に提出すること。

(2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主担当者は本市と常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- (3) 業務にかかる打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み最低3回以上実施するものとし、その結果については受託者が打合せ記録を作成し、本市の確認を受けなければならない。
- (4) 主担当者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、受託者と本市でその都度協議のうえ、決定するものとする。

## 7 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

## 8 成果品

業務実施報告書 1部および電子データ

経費関係書類 本業務に係る経費の支出証明書類の写しおよび受託者の人件費内訳 1部

## 9 成果品納品場所

新潟市役所環境部環境政策課

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

## 10 成果品の使用等

- (1) 成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法や文献等を使用した場合は受託者において著作権者の了解を得た上で、成果品にそのことを明示するものとする。

## 11 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、完了検査終了後、請求に基づき一括で支払うものとする。

## 12 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱、市の課題や方針などを十分理解すること。
- (2) 物品等の調達の際には、新潟市グリーン調達推進方針で定める基準を満たすこと。
- (3) 受託者は本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、新潟市個人情報保護条例（平成13年条例第4号）を遵守し、事業の実施に際して知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。また、情報セキュリティに関する第三者認証（プライバシーマーク等）を取得していること。
- (4) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本市と受託者間でその都度協議の上、決定するものとする。
- (5) 本業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中は無論のこと、契約履行後も秘密を厳守すること。
- (6) 成果物の著作権はすべて新潟市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものについてはその一切の使用許可も含めて製作すること。併せて、本業務に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 本事業は、環境省が実施する「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業）」を活用し実施するため、当該補助金の交付要綱や「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。また、当該補助金の過去の事例を参考とすること。

URL: [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kobo/r02/post\\_77.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kobo/r02/post_77.html)

(8) 本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存をするものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常 of 指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様のレベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった (契約解除等)

### 13 連絡先

新潟市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策室 田岡 小林

TEL : 025-226-1365

FAX : 025-230-0467

## 別表

## 謝 礼 基 準

区 分		限 度 額
A	医師	15,700円
B	大学教授・弁護士・裁判官 官公署の幹部職員（部長級以上）相当 民間団体の幹部職員（部長級以上）	14,600円
C	大学准教授・講師	12,600円
D	小学校・中学校・高等学校の校長 民間団体の幹部職員以外の職員 官公署の幹部職員（課長級以上）相当	9,000円
E	小学校・中学校・高等学校の教諭 官公署の幹部職員以外の職員 公共団体附属機関の委員，高度な専門技術者	7,600円
F	市町村ブロック単位組織団体の幹部職員 有資格の実技指導者	6,200円
G	青年会・婦人会の役員，実技指導補助者	5,200円

- 備考 1 限度額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。
- 2 講演等の場合，時間は概ね2時間とする。
- 3 それぞれの区分には，これらに準ずる者を含むものとする。